

令和7年度 伏木小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが發揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

①児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する事例研究や集団づくりプログラム等、実践的な内容を取り入れた研修を行い、全教職員のいじめに対する意識を高めます。
- ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・規範意識を醸成し、「挨拶で心をつなぐ学校」を目指します。
- ・「『楽しい』をつなげる学校」をスローガンに、互いのよさを認め合う温かい人間関係を築きます。
- ・年2回Q-U調査(学級診断尺度調査)を行い、望ましい学級集団をつくります。
- ・個人記録を基に児童理解に努めます。
- ・いじめ防止対策のための組織「いじめ防止委員会」を設置し、指導の体制を整えます。

②自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・道徳の授業で、人権擁護、生命尊重やいじめ防止に関する資料を取り扱います。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング、構成的グループエンカウンター等を取り入れ、人と関わる能力や好ましい人間関係を育てます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・児童会が「人権週間」や「あいさつ運動」を実施します。
- ・ボランティア活動を行い、思いやりの心を育て、自己存在感や自己有用感をはぐくみます。

③家庭や地域等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・育友会や学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めるとともに、育友会の協力を得て、保護者向け研修会を実施し、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。
- ・育友会、自治会及び地域の中学校・高等学校と連携した挨拶運動を実施します。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識もち、軽視することなく、積極的に関わります。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をします。

また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

①日常的な観察

- ・登校後や休み時間、放課後にできるだけ児童と触れ合い、児童の様子を観察します。授業時は、担任が早めに教室等へ行きます。
- ・日記や児童との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

②アンケート調査

- ・いじめ実態調査「生活アンケート」を毎学期に行います。

③教育相談

- ・児童全員へ定期的な個人面談「お話タイム」を毎学期実施します。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、「初期対応シート」を活用して情報を共有するとともに、いじめ防止委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、直ちに、いじめ防止委員会で情報を共有します。
- ・いじめ防止委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

②いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせます。たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上やSNS・メール等の不適切な書き込み等については、相手の人格を尊重し、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

①児童の見守り

- ・いじめの対策後、1か月毎に面談を行い、児童が心身の苦痛を感じていないか確認します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。
- ・いじめの「解消」は、行為が3か月継続して止んでおり、被害児童、保護者の面談で心身の苦痛を感じていないと認められる場合とします。
- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行います。

②再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・特別の教科「道徳」や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ防止委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、主任児童委員、育友会代表

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組を実施し、進捗状況の確認、見直しを行います。（必要に応じて構成員を変更し、委員会を開き協議する）
- ・教職員の共通理解を図り、意識啓発（校内研修等）を行います。
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行います。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口となります。
- ・いじめ事案を調査し、対応します。

4 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ防止委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。